

全国市町村での健康診査実施状況

星 旦二¹，岩永 俊博¹，尾崎 米厚¹，郡司 篤晃²

要約：

母子保健事業を効果的、効率的に実施するためにはマンパワーの整備が不可欠であり、マンパワーを質量の両側面から整備する必要がある。ここでは、母子保健サービスのうち、各種の健康診査の実施状況と、実施体制、そのマンパワー体制を明確にすることを調査研究の目的とした。

上記の実施状況、実施体制、マンパワー体制を人口規模別に把握することによって、今後の効果的な母子保健システムを検討するために不可欠となる母子保健の実施状況とその体制に関する基礎資料を得ることを調査研究の具体的な目標とした。調査結果の要約がこの研究報告であり、詳細な集計結果は、別冊で報告する。

見出し語：母子保健事業、実施体制、マンパワー

1. 目的

母子保健事業を効果的、効率的に実施するためにはマンパワーの整備が不可欠であり、マンパワーを質量の両側面から整備する必要がある。ここでは、母子保健サービスのうち、各種の健康診査の実施状況と、実施体制、そのマンパワー体制を明確にすることを調査研究の目的とし

た。上記の実施状況、実施体制、マンパワー体制を人口規模別に把握することによって、今後の効果的な母子保健システムを検討するために不可欠となる母子保健の実施状況とその体制に関する基礎資料を得ることを調査研究の具体的な目標とした。

1. 国立公衆衛生院 2. 東京大学医学部

2. 研究調査内容

研究調査内容は、母子保健の実施実績状況と、実施体制の状況とした。実施体制の状況では、母子保健に関与する各職種のマンパワー体制であり、1989年度1年間の状況である。調査項目は、健康診査として8つの事業である。

での1989年度事業とし、調査時期は1990年6月より同年10月までとした。アンケートが回収されなかったのは、東京都の全区市町村と、新潟県粟島浦村、高知県土佐山村と吾川村、福岡県北九州市と福岡市であった。東京都とこれら2つの市と3つの村を除く全ての3198市町村からアンケートが回収された。

3. 調査対象と回収状況

3-1. 調査対象

調査対象となる事業は、全国の全ての市町村

3-2. 分析対象

調査分析の対象は、回収された3,198市町村全

てとした。調査対象の、人口8区分別にみた平均の人口、市町村数と人口規模を表に示した。

表 人口8区分別にみた分析対象市町村数 (1989年度)

人口区分	平均人口	人口規模の範囲	市町村数
(- 2,999)	1919.749	(210 - 2,983)	255(8.0)
(3,000 - 5,999)	4636.06	(3,069 - 5,997)	558(17.4)
(6,000 - 9,999)	7891.48	(6,003 - 9,997)	687(21.5)
(10,000 - 19,999)	13951.227	(10,001 - 19,982)	748(23.4)
(20,000 - 39,999)	28077.642	(20,009 - 39,913)	452(14.1)
(40,000 - 99,999)	61390.932	(40,025 - 99,790)	307(9.6)
(100,000 - 499,999)	217895.410	(100,224 - 498,762)	173(5.4)
(500,000 -)	1171522.167	(521,035 - 3,199,032)	18(0.6)
			3,198(100.0)

1. 乳児健康診査の実施状況と実施体制

1-1. 乳児健康診査の実施委託状況

乳児健康診査の実施主体と委託状況を、大きく5つに分類しその結果を表1-1に示した。乳児健康診査を市町村の事業として実施している割合は、分析対象の全市町村3198のうち、5

2.4%にあたる1675市町村であり、道府県から市町村に委託されて市町村が実施している場合は、同様に、3.4%にあたる110市町村である。道府県が道府県事業として実施しているのは、326市町村である。

表1-1. 乳児健康診査の実施主体と委託状況

度数 (%)	
1.	1675(72.6)
2.	65(2.8)
3.	326(14.1)
4.	85(3.7)
5.	110(4.8)
12.	3(0.1)
13.	12(0.5)
14.	1(0.0)
15.	12(0.5)
24.	1(0.0)
34.	16(0.7)
35.	1(0.0)
2307(100)	

有効標本数 2307

- | | |
|---|-----------------------|
| 1. 市町村の事業として実施 | 2. 市町村の事業を医療機関に委託して実施 |
| 3. 都道府県が都道府県事業として実施 | 4. 都道府県が医療機関に委託して実施 |
| 5. 都道府県が市町村に委託して市町村が実施 | |
| 35. 都道府県が都道府県事業として実施ないし都道府県が医療機関に委託して実施 | |

2. 市町村が実施する場合の乳児健康診査の実施状況と実施体制

表1-1.に示した実施状況のうち、市町村が市町村事業として実施する場合ないし、道府県から市町村に委託されて市町村が実施している場合の、実施状況と実施体制を以下に示した。

市町村事業として乳児健康診査が実施されて

いる割合は、全体では、約57%

(1813/3198)であるが、人口規模別にみると、人口規模が10万から50万までの市で実施率が33%台で他の市町村よりも実施率が少ない。

表2. 人口8区分別にみた乳児健康診査の市町村実施状況(1989年度)

人口区分	調査対象市町村数	実施市町村
(- 2,999)	255(8.0)	130(51.0)
(3,000 - 5,999)	558(17.4)	341(61.1)
(6,000 - 9,999)	687(21.5)	412(60.0)
(10,000 - 19,999)	748(23.4)	451(60.3)
(20,000 - 39,999)	452(14.1)	251(55.5)
(40,000 - 99,999)	307(9.6)	161(52.4)
(100,000 - 499,999)	173(5.4)	58(33.5)
(500,000 -)	18(0.6)	9(50.0)
	3,198(100.0)	1813(56.7)

実施市町村：市町村が市町村事業として実施する場合ないし、道府県から市町村に委託されて市町村が実施している場合

実施率：実施市町村数/分析市町村数*100

2-1. 乳児健康診査の実施委託状況

乳児健康診査の実施主体と委託状況を、表2-1に示した。乳児健康診査を市町村の事業として

実施しているのは、1675市町村であり、道府県から市町村に委託されて市町村が実施しているのは、110市町村である。

表2-1. 乳児健康診査の実施主体と委託状況

度数 (%)
1. 1675(92.4)
5. 110(6.1)
12. 3(0.2)
13. 12(0.7)
15. 12(0.7)
35. 1(0.1)

合計 1813(100.0)

1. 市町村の事業として実施 2. 市町村の事業を医療機関に委託して実施
 3. 都道府県が都道府県事業として実施 4. 都道府県が医療機関に委託して実施
 5. 都道府県が市町村に委託して市町村が実施
 有効標本数 1813

2-2. 乳児健康診査事業の開始時期

40年に開始した、市町村が最も多い。

乳児健康診査の事業開始時期をみると、昭和

表2-2. 乳児健康診査の事業開始時期

昭和	度数 (%)	昭和	度数 (%)	昭和	度数 (%)
18.	2(0.2)	35.	21(1.8)	51.	15(1.3)
20.	5(0.4)	36.	31(2.6)	52.	37(3.1)
21.	0	37.	11(0.9)	53.	55(4.6)
22.	5(0.4)	38.	18(1.5)	54.	38(3.2)
23.	17(1.4)	39.	15(1.3)	55.	45(3.8)
24.	9(0.8)	40.	55(4.6)	56.	38(3.2)
25.	18(1.5)	41.	45(3.8)	57.	52(4.4)
26.	10(0.8)	42.	29(2.4)	58.	41(3.4)
27.	4(0.3)	43.	18(1.5)	59.	37(3.1)
28.	11(0.9)	44.	25(2.1)	60.	42(3.5)
29.	8(0.7)	45.	46(3.9)	61.	26(2.2)
30.	50(4.2)	46.	24(2.0)	62.	27(2.3)
31.	7(0.6)	47.	22(1.8)	63.	34(2.9)
32.	17(1.4)	48.	37(3.1)	64.	28(2.4)
33.	20(1.7)	49.	20(1.7)	65.	1(0.1)
34.	16(1.3)	50.	52(4.4)		

有効標本数 1191

2-3. 乳児健康診査事業の実施形態

92%である。なお、乳児健康診査を実施して

乳児健康診査の事業実施形態を集団ないし個別かどうかでみると、集団で実施しているのは、

いる1763市町村のうち、個別で実施しているのは、106町村である。

表2-3. 乳児健康診査の事業実施形態

	度数 (%)
集団	1617(91.7)
個別	106(6.0)
集団個別	40(2.3)

有効標本数 1763

2-4. 乳児健康診査事業の実施場所

村保健センターが51.5%と最も多い。

乳児健康診査の事業実施場所をみると、市町

表2-4. 乳児健康診査の事業実施場所

カテゴリー 度数 (%)

1.	929(51.5)
2.	448(24.8)
3.	38(2.1)
4.	340(18.8)
12.	31(1.7)
14.	8(0.4)
23.	2(0.1)
24.	5(0.3)
124.	2(0.1)

有効標本数 1804

- 1.市町村保健センター・母子保健センター 2.公民館・学校等
 3.保健所 4. その他
 124.市町村保健センター・母子保健センター・公民館・学校等・その他を意味する

表2-5. 乳児健康診査の事業実施場所と委託形態との関連

	1. (%)	2. (%)	3. (%)	4. (%)	合計 (%)
市町村事業	806(52.1)	411(26.6)	34(2.2)	295(19.1)	1546(100.0)
県からの委託	53(51.5)	17(16.5)	1(1.0)	32(31.1)	103(100.0)
合計	859(52.1)	428(26.0)	35(2.1)	327(19.8)	1649(100.0)

カイ2乗値(自由度) 11.47169(3) 有意確率 0.009431

- 1.市町村保健センター・母子保健センター 2.公民館・学校等
 3.保健所 4. その他

市町村事業 : 市町村事業として市町村が実施する

県からの委託: 道府県から市町村へ委託し、市町村が実施する



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:

母子保健事業を効果的、効率的に実施するためにはマンパワーの整備が不可欠であり、マンパワーを質量の両側面から整備する必要がある。ここでは、母子保健サービスのうち、各種の健康診査の実施状況と、実施体制、そのマンパワー体制を明確にすることを調査研究の目的とした。

上記の実施状況、実施体制、マンパワー体制を人口規模別に把握することによりて、今後の効果的な母子保健システムを検討するために不可欠となる母子保健の実施状況とその体制に関する基礎資料を得ることを調査研究の具体的な目標とした。調査結果の要約がこの研究報告であり、詳細な集計結果は、別冊で報告する。